

基本条

議会基本条例による議会運営を

- ◆ 町民に開かれた身近な議会
- ◆ 行政チエックと町民要望の政策反映
- ◆ 討論の場である議会審議の充実

基本条例のポイント

第1章 総則

合議制の機関である議会の役割を明記した条例です。また、議員や町民福祉の向上と公正で民主的な町政発展のための条例です。

第2章 議会・議員の活動原則

議会は議会活動を町民に説明する責任があります。積極的な情報公開と参画しやすい開かれた議会運営をします。

議員は町民意見の把握や積極的な調査研究をします。そして議員間の自由な討議を重んじます。

第3章 会議の公開と町民参画

すべての会議を公開し、情報の公開と説明責任を果たします。

町民が議会活動に参画する機会を確保します。

- ・ 議員の賛否を公表
- ・ 議会報告会を毎年開催
- ・ 意見交換の場を持つ



第4章 町長と議会の関係

議会は二元代表制のもと、町長とともに町政の発展に努めます。町長等は議員の質問に対して、反問（逆質問）できるようにします。

町の重要な計画は独自に議決事件に追加します。

（地方自治法96条第2項）

- ① 総合計画
基本構想・基本計画
- ② 地域防災計画
- ③ 地域福祉計画
- ④ 都市マスタープラン
- ⑤ 農業振興地域整備計画

第5章 会議の運営

議員同士の自由な討議で合意形成を図ります。議長や委員長はその町政の課題へ適切・迅速に対応できるように運営をします。

第6章 議会の機能強化

議員の政策形成と立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化します。

- ・ 政務活動費の交付と収支報告書を公表
- ・ 議会図書室の充実
- ・ 議会と町政に関心を持つような広報広聴

第7章 定数と報酬

議員定数と報酬は社会情勢や町財政を勘案し決定します。

第8章 議員の政治倫理

議員は町民全体の代表者として品位を保持し、識見を養います。

第9章 最高規範・見直し手続き

この条例は議会運営の最高規範です。また改選後は見直し、必要があれば改正します。